

令和5年度 千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

本実施要領は、本市が千葉市ドローン関連事業実施要綱第2条第1項第5号に定める千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業の実施に関し、事業者を選定するために必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 事業内容、補助対象、補助額及び補助率

千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱のとおり

(2) 事業実施期間

採択後、補助金交付決定の日から原則として令和6年3月29日まで

(3) 採択件数

予算の範囲内

※本補助事業により無人航空機操縦者技能証明を取得した者は、本市ドローンフィールドでの飛行練習も可能とする。(利用方法は千葉市ドローンフィールド利用要綱による。)

※事業実施期限までに技能証明書の写し又は国による技能証明書交付申請内容の審査完了通知の写しを提出できなかった場合は、それまでに要した補助事業の経費について、補助金を交付しない。

3 公募要件等

(1) 公募要件

次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- ① 千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱第3条に掲げる要件を満たす者
- ② 業務の高度化や効率化、観光や広報、教育等のコンテンツ創出や空間の新たな利用価値の普及等を目的に、新たに自社人材により無人航空機を活用しようとする者

(2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定にかかわらず、公募に参加する資格を有しません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 国及び各自治体の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- ④ 同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者
- ⑤ 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑥ 事業者が所在する都道府県の都道府県税を滞納している者
- ⑦ 事業者が所在する市町村民税又は特別区民税を滞納している者
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- ⑨ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

4 参加申込手続き等

(1) スケジュール

実施要領の配布、書類提出受付

令和5年 8月22日（火）から

質問書の受付	令和5年 8月31日（木）まで
質問書の回答	令和5年 9月 6日（水）（予定）
書類提出期限	令和5年 9月15日（金）午後5時まで
審査結果通知	令和5年 10月上旬頃

（2）質問書の提出について

本実施要領の内容について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受付けます。

- ①受付期間 令和5年8月31日（木）午後5時まで
- ②質問方法 下記電子メールアドレス宛てに質問書（様式第1号）を提出してください。なお、電話・口頭・FAX等での質問は一切受け付けません。
電子メールアドレス：tokku.POF@city.chiba.lg.jp
- ③回 答 質問に対する回答は令和5年9月6日（水）までに千葉市ホームページに掲載する予定です。
なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがあります。

（3）参加申込について

下記書類を提出してください。なお、様式第4号～第6号の副本については、参加申込者が判明・特定できる表現（社名等）を一切使用しないでください。

- ①提出書類
 - ア 様式第2号 参加申込書（正本1部）
 - イ 様式第3号 誓約書（正本1部）
 - ウ 様式第4号 会社概要書及び技能証明取得予定者調査書
（6部：正本1部、副本5部）
※会社概要書については様式第4号の内容が記載されている会社案内パンフレットの添付も可能です。副本に関しては記載不要です。
 - エ 様式第5号 経費見積書（6部：正本1部、副本5部）
※補助対象経費については、千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業補助金交付要綱第4条に記載のとおりです。
 - オ 様式第6号 事業提案書（6部：正本1部、副本5部）
 - カ 参加資格確認書類
※千葉市入札参加資格者名簿に登録されている者は登記事項証明書及び印鑑証明書のみ提出してください。
 - ①登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ②印鑑証明書（代表者印）
 - ③法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
 - ④事業所所在地の都道府県税に未納がないことの証明書
 - ⑤市町村民税又は特別区民税に未納がないことの証明書
 - ⑥雇用保険に加入していることが確認できる公的機関が発行した書類の写し
※発行日はすべて申請日から3か月以内であること
 ※①～⑤は原本を提出すること
- ②提出方法 持参又は郵送
- ③提出期限 令和5年9月15日（金）午後5時までに必着

※持参の場合は、土、日及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで受付

※郵送の場合は、締切日に必着のこと。

④提出場所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 千葉市役所高層棟 6 階
千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課

⑤その他 参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届出書（任意書式）を持参又は郵送にて提出してください。なお、参加辞退届出書には以下必須項目を記載してください。

必須項目：日付、商号又は名称、代表者氏名（代表者印を押印すること）、辞退理由

5 事業者選定

(1) 選定方法

応募のあった事業提案書等は、書面審査を実施し、千葉市が設置する選定委員会の審査員が（2）「審査基準」に基づき、総合的に評価し、選定します。

なお、必要に応じて、参加申込者に対し、個別に内容の確認や書類の提出依頼、ヒアリング等を行う場合があります。

書類審査の結果は、合否を問わず、国家戦略特区推進課から参加申込者に通知します。ただし、合計点数が、選定委員会が定める基準点（合計点数の 6 割）を下回った場合は、事業者を選定せず、再度、選定を行う場合があります。

複数の提案を選定する場合の補助額は、補助上限額を限度に合計点数が最も高い者から優先的に配分し、予算上限に達し次第終了とします。この場合における補助額は、予算残額を上限額とします。

(2) 審査基準

次の基準により審査を実施します。

評価項目		評価の着目点	配点基準
目的		自社人材が技能証明を取得し、無人航空機を活用する目的が明確かつ本補助金の趣旨と合致するか。	10
無人航空機の活用	具体性	無人航空機の具体的な運用体制、手順及び方法が具体的に示され、実現が見込めるか。	10
	効果	・無人航空機活用によるコスト低減や作業期間の短縮、社会受容性向上など効果が見込めるものとなっているか。 ・新規性や創意工夫が認められ、効果につながっているか。	15
	業務の継続性・発展性	技能証明取得後も、同様の業務が継続的に実施され、発展する見込みがあるか。	10
	市内での運用	技能証明取得後の無人航空機の運用は本市内であり、かつ市内産業の発展に寄与するものであるか。	10
技能証明取得	内製化の必要性	自社人材により無人航空機を活用する理由が明確であり、効果が見込めるか。	10
	技能証明取得体制	技能証明を取れる体制が組織化・整備されており、技能証明取得に向けた手順及び方法が具体的に示され、取得が見込めるものとなっているか。	10
	技能の維持・向上	技能証明取得後も、対象者の操縦技能が管理され、技能の維持・向上が図られるものとなっているか。	15
工程管理		工程表は技能証明取得及び無人航空機を活用した業務の履行が見込めるものとなっているか。	10

(3) 採択の取消

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は採択を取り消す場合があります。

6 審査結果の通知

- (1) 通知日 令和5年10月上旬(予定)
- (2) 通知方法 参加申込書全員へ電子メールで結果を通知します。

7 失格事項

参加申込書が次のいずれかに該当すると千葉市が判断した場合は、失格とする。

- (1) 事業者要件を満たさない場合
- (2) 本実施要領を順守しない場合
- (3) 提出書類の期限を遅延した場合
- (4) 提出書類に虚偽があった場合
- (5) 提出書類が公募要件に示された条件に適合しない場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前号までに定めるもののほか、著しく審議の公平性に反する行為があった場合

8 その他

- (1) 提出書類の作成、提出に要する費用は、全て参加申込書の負担とする。
- (2) 提出された書類等については、選定結果にかかわらず返却しない。
- (3) 事業提案書等は、千葉市情報公開条例(平成12年市条例第52号)の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、参加申込者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (4) 事業提案書等の著作権は、参加申込者に帰属するが、千葉市は事業者の選定の公表等必要な場合においては、事業提案書等の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) その他、本事業遂行上発生した問題等については、千葉市と選定された事業者の協議のうえ、対応を決定することとする。